平成27年度第24回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成28年 3月22日

担当部・課:財務部納税課[内線3131]

① 件 名

納税貯蓄組合補助金の交付基準の変更について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

納税貯蓄組合は、金融機関がまだ少なかった昭和 26 年 4 月納税貯蓄組合法が制定され、以降、連合会組織を設立し研修などを通じ納期内納付の体制が確立され、「納税への理解」、「意識の高揚」、「税収の確保」などに多大な貢献をしてきた。

しかし、時代の変遷で税の徴収方法も集金制から自主納付、とりわけ口座振替制度の普及やプライバシー保護など、組合を取り巻く環境は大きく変化し、また、本市では震災の影響から、コミュニティの一時的な中断などによる組合員の脱退が相次ぎ、沿岸地域を中心に多くの納税貯蓄組合が解散している(平成 18 年度末 691 組合 30,373 人、平成 26 年度末 129 組合 5,284 人)。

本市では、合併後の平成 20 年 4 月 1 日に納税貯蓄組合補助金の交付基準を統一し、その執行に努めている。補助金交付規則で規定している「納税義務者が 10 世帯以上」を 62 組合が満たせない状況にあり、現在は、復興事業の進行状況を勘案し、弾力的な運用を行っている。

【目的】

納税貯蓄組合は、被災者が生活再建を行っている中で、その果たす役割も期待でき、引続きその活動を支援・存続を図るため、復興期間に限り特例措置を講じると共に、県内他市の補助金交付基準を参考にして、補助金算定の基準や交付資格規定の見直しを行うもの。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

納税貯蓄組合法(昭和 26 年法律第 145 号)

石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年石巻市規則第47号)

石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則(平成20年石巻市規則第12号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成 27 年 $4\sim5$ 月 平成 26 年度納付分の事務費補助金交付申請受付・補助金交付 平成 27 年 12 月~ 補助金交付基準の検討・関係課との協議

⑤主な内容

平成28年度の納組事務費(平成29年度予算・交付分)補助金から新基準を適用する。

- (1) 10 世帯未満の納組に対し、石巻市震災復興基本計画での再生期(H26~H29)及び発展期(H30~H32)の間は、経過措置として交付を認める規定を新たに加え、市外居住者や法人は世帯としての算定から除外(補助対象外)する。
- (2) 基本となる世帯割基準額を増額し、交付率部分は取扱件数の定額基準に変更する。

改 正 後	現	行
1 世帯割	1 納付額割(納期限納付額×交付率)	
2,000 円×組合員の世帯	100 万円以下の額	: 1,000 分の 21.5 以内
の数(市外居住・法人	100 万円を超え 200 万円以下	下の額:1,000 分の 16.5 以内
は算定外とする)	200 万円を超え 300 万円以下	下の額:1,000 分の 12.5 以内
	300 万円を超え 500 万円以下	下の額:1,000 分の 8.5 以内
	500 万円を超える額	: 1,000 分の 2.5 以内
2 件数割	2 世帯割	
50 円×納付された納付	80 円×組合員の世帯の数	
書の取扱件数		

- (3) 交付基準額を事務費が上回る場合は審査のうえ交付を決定する規定を追加する。
- (4) 補助金の交付申請時点で解散済の納組は交付対象外とする規定に変更する。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

平成 26 年度納組事務費 (平成 27 年度予算・交付済分)補助金の算出基準額を新基準で算出した場合 2,638,750 円の減額となる見込み (約 35%減額)。

※参考 平成 27 年度交付補助基準額 7,570,000 円:新基準額 4,931,250 円

⑦他の自治体の政策との比較検討

(1) 県内で補助金を廃止済の市(3市)

多賀城市: H13 年度に納税貯蓄組合の完納奨励金制度を廃止し事務費補助金に改め、H15 年度で納税貯蓄組合を廃止。

東松島市:2町合併時に矢本町分を廃止。

仙台市: H19 年度交付分で廃止。

(2) 補助金を交付継続中の市(9市)

名取市は基準額を特に定めず審査で交付額を決定。他市の基準はそれぞれ特徴がある。

※ 岩沼市では、昨年 2 月 15 日の納税貯蓄組合と町内会関連の河北新報報道を契機として、補助金の交付基準を平成 27 年度事務費・28 年度補助金交付分から改正している(改正前の約6割減額予定)。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成 28 年 3 月 納税貯蓄組合補助金の交付規則の改正(平成 28 年 4 月 1 日施行) 平成 28 年 4 月~5 月 平成 27 年度事務費分の補助金交付申請受付、変更内容の周知

9その他